

令和 2 年 3 月 5 日
東 北 厚 生 局

保険薬局の指定の取消について

令和 2 年 3 月 3 日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険薬局の指定の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 取消処分の内容

(1) 保険薬局の指定の取消

名 称	さくら薬局 会津若松店
所 在 地	福島県会津若松市湯川町 1-62
開 設 者 名	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史
取消年月日	令和 2 年 3 月 5 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号

2. 監査を行うに至った経緯

(1) 平成 29 年 10 月 5 日、さくら薬局会津若松店（以下「会津若松店」という。）と同一開設者であるクラフト株式会社が開設するさくら薬局相馬店（以下「相馬店」という。）において処方箋の付け替えによる不正請求が行われている旨の匿名の情報提供があった。

(2) 平成 29 年 10 月 25 日、東北厚生局医療課にクラフト株式会社の開設者及び管理薬剤師が来局し、「相馬店」において処方箋の不正操作が行われていた旨口頭で報告があった。報告内容は、業界誌を発行する出版社から、「相馬店において、処方箋の付け替え請求が行われているのではないか。」との照会があり、社内調査したところ、福島県内の相馬地域を管理するエリアマネージャーの指示により、平成 28 年 3 月から平成 29 年 2 月にかけて調剤基本料 1 の要件をクリアするための処方箋の集中率引き下げを目的として、系列他店舗から従業員及び家族分の処方箋を送付させ、「相馬店」では調剤していないにもかかわらず調剤したとして保険請求していたとの内容であった。なお、「相馬店」以外の店舗の調査はこれから実施するとのことであった。

(3) 平成 29 年 11 月 8 日、同年 11 月 29 日及び同年 12 月 22 日に、クラフト株式会社から社内調査の中間報告書及び資料の提出があった。

また、平成 29 年 11 月 8 日付けの報告の中で、東日本グループ内の複数の店舗で処方箋の付け替えが行われていたことが報告され、「会津若松店」においても「相馬店」と同様の付け替え請求が行われていたことが報告された。

(4) 平成 30 年 1 月 19 日、個別指導を実施し、上記(3)の報告書のとおり、不適切な処方箋の集約及び調剤報酬の不正請求の事実を確認するも、時間内に全ての確認が終了できなかったため、個別指導を中断した。

(5) 平成 30 年 2 月 21 日、クラフト株式会社から不正の概要、経緯、付け替えの手法、不適切な請求にかかる金額、会社の講じた措置及び今後の再発防止策について記載した最終報告書の提出があった。

(6) また、「会津若松店」に処方箋を送付したと報告のあった福島県内の他の 6 保険薬局について、平成 30 年 2 月から同年 8 月までに個別指導を実施し、実際には他薬局において調剤を行い、薬剤を交付していたにもかかわらず「会津若松店」に処方箋を送付した事実を確認した。

(7) 以上により、平成 30 年 12 月 3 日付け通知により個別指導を中止し、監査要綱の第 3 の 1 及び 2 に該当するものとして、個別指導の中止通知を監査の実施通知と同封のうえ送付し、平成 30 年 12 月 14 日から令和元年 7 月 17 日まで計 7 日間の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

【保険薬局の事故】

○ 実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。

○ 「調剤基本料 1」の施設基準（特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 9 割以下）に適合していないにもかかわらず、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして操作し、本来は「調剤基本料 2」の施設基準で届出しなければならないところ、「調剤基本料 1」の基準に適合しているとして施設基準の虚偽の届出を行ったことに加え、本来は届出することのできない「基準調剤加算」の基準に適合しているとして施設基準の虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。

4. 調剤報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額（社保・国保・後期高齢の合計）

・不正請求額 9,871名分 27,062件 14,290,130円

・不当請求額 3名分 3件 230円

合計 9,874名分 27,065件 14,290,360円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消の日から5年間は、保険薬局の再指定は行わない。